

告 示

埼玉県告示第三百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、備前渠用水路土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 江 黒 禎 一 埼玉県熊谷市永井太田八百九十一番地